

看護師宿舎施設整備費補助金の概要

1 目的

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

2 補助対象者

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体

3 補助条件

- (1) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等の看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
- (2) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

4 補助率

日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会：1／6

前記以外の補助対象者：1／3

5 補助対象経費

病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

6 基準額（未定）

<参考：平成25年度基準額>

鉄筋コンクリート造	169,500円／㎡	×	看護師1人（1室）あたり33㎡
ブロック造	148,100円／㎡	×	看護師1人（1室）あたり33㎡
木造	169,500円／㎡	×	看護師1人（1室）あたり33㎡

7 その他

- (1) 補助金を受けようとする場合は、事業内容が関係法令等の関係規定に適合していることが条件となるので、留意すること。
- (2) 補助金を受けて整備した建物等は、財産処分（増改築、用途変更等含む）に一定期間の制限（鉄筋コンクリート造で47年）を受けることに留意すること。
- (3) 敷地の状況が「借地」の場合は、長期使用が可能である証明書又は、土地の購入計画書が必要になるので留意すること。